

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
藤本 芳信

契約条項の一部改正について

「検査の一部省略に関する特約条項」の一部を次のとおり一部改正しました。
本特約条項は令和5年10月1日以降の該当契約に適用されます。

旧	新
<p style="text-align: center;">検査の一部省略に関する特約条項</p> <p>甲及び乙は、検査の一部省略に関し、次の特約条項を定める。</p> <p>第1条 本契約納入物品は、「予決令第101条の5」及び「契約事務取扱規則第22条」により、数量以外の検査を省略するものとする。</p> <p>第2条 乙は、検査省略のための保証として、物品納入に際し、品質保証書を提出するものとする。</p> <p>第3条 乙は、納入した契約物品につき、保証期間内に破損、変質、性能低下その他不具合が発見された場合は、甲の指示に従い無償にて取替え、補修その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第4条 保証期間は、納入後12か月間とする。ただし、仕様書に保証期間を指定する場合は、その期間とする。</p>	<p style="text-align: center;">検査の一部省略に関する特約条項</p> <p>甲及び乙は、検査の一部省略に関し、次の特約条項を定める。</p> <p>第1条 本契約納入物品のうち、「予決令第101条の5」及び「契約事務取扱規則第22条」を適用できるものについては、数量以外の検査を省略するものとする。</p> <p>第2条 乙は、検査省略のための保証として、物品納入に際し、品質保証書を提出するものとする。</p> <p>第3条 乙は、納入した契約物品につき、保証期間内に破損、変質、性能低下その他不具合が発見された場合は、甲の指示に従い無償にて取替え、補修その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第4条 保証期間は、納入後12か月間とする。ただし、仕様書に保証期間を指定する場合は、その期間とする。</p>